八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付要綱

第１　趣旨

この要綱は、重度障害者等の地域における居住の場若しくは日中活動の場及び重症心身障害児の療育の場を整備し、重度障害者等の地域での自立生活の助長及び重症心身障害児への療育の機会の確保を図るため、社会福祉法人その他の者が設置する障害者通所施設等の施設整備等に要する経費の一部を毎年度の予算の範囲内で補助するに当たり、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和３５年八王子市規則第１９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２　補助対象事業

この補助は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に定める特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）並びに社会福祉法人等以外の法人（以下「民間企業等」という。）が、次のいずれかに該当する事業に供するため市内に設置する施設等の創設、改築又は改修に係る事業であって、別表１及び別表２の要件を満たすものを対象とする。ただし、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に定める補助金が交付される事業を除く。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第７項に規定する生活介護に係る事業

(2)　障害者総合支援法第５条第１７項に規定する共同生活援助に係る事業（ただし八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和３年八王子市条例第７３号。以下「指定基準条例」という。）第２４９条に規定する外部サービス利用型共同生活援助事業所を除く。）

(3)　東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（平成１９年３月３０日付１８福保障在第１７５１号）第３の１（２）ウに規定する重度身体障害者グループホーム事業（ただし、一定年数を経過して使用に耐えなくなり、既存の事業所を維持するために必要となった改修工事に限る。）

(4)　障害者総合支援法第５条第８項に規定する短期入所に係る事業（指定基準条例第１０９条第１項に規定する併設事業所又は同条第３項に規定する単独型事業所に限る。）並びにこれに併設する障害者総合支援法第７７条第３項及び地域生活支援事業実施要綱（平成１８年８月１日付障発第０８０１００２号）別記１１【日常生活支援】（４）に規定する日中一時支援事業（ただし、同事業が専有で使用する居室は除く。）

(5)　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援に係る事業及び同条第４項に規定する放課後等デイサービスに係る事業

第３　補助対象経費

この補助金の対象経費は、第２に係る施設等の整備に必要な施設整備費とし、内容は別表１に定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

(1)　土地の買収及び整地に要する費用

(2)　既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）のための費用

(3)　その他整備費として適当と認められない費用

第４　補助事業者の制限

次に掲げるものは、補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）に含めず、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1)　暴力団（八王子市暴力団排除条例（平成２３年八王子市条例第２３号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

(2)　法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等（暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員及び同条３号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

(3)　その他、補助事業者としての適格性を審査した結果、市長が不適切と認めるもの。

第５　補助金の交付額

この補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額と別表３に定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額に、次表の対象者ごとに定める補助率を乗じて得た額（千円未満切り捨て。）の範囲内の額を交付する。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 補助率 |
| 社会福祉法人等 | ３／４ |
| 民間企業等 | １／４ |

第６　補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに、八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

第７　諮問

市長は、交付申請があった場合は、必要に応じて八王子市社会福祉審議会条例（平成２６年八王子市条例第３０号）第７条第２項の規定に基づき置かれた障害者施設等整備補助審査部会に、事業内容の適正、優先順位等について諮問するものとする。

第８　補助金の交付決定等

市長は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙１の条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知する。

２　市長は、補助金の交付申請のあった事業について、補助金を交付しないとしたものについては、八王子市障害者通所施設等整備費補助金不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知する。

第９　事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情の変更により、市長が特に必要と認めるときは、市長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第１０　補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

第１１　事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の時期に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

第１２　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから３０日以内に八王子市障害者通所施設等整備費補助金事業実績報告書（第４号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第１３　補助金の額の確定

市長は、第１２の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付額確定通知書（第５号様式）により補助事業者に通知する。

第１４　是正のための措置

市長は、第１３の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

２　第１２の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。この場合において、第１２中「３０日以内」とあるのは「直ちに」と読み換えるものとする。

第１５　補助金の請求

補助事業完了後に第１３に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は八王子市障害者通所施設等整備費補助金請求書（第６号様式）により、市長に請求するものとする。

第１６　決定の取消し

　補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の規定に基づく命令に違反したとき。

(4)　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等について、補助事業者が別紙１補助条件の４に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

(5)　交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、第４各号に掲げるものに該当するに至ったとき。

２　前項の規定は第１３により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

第１７　補助金の返還

　補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の指示するところにより、その額を返還しなければならない。

２　前項の規定は第１３により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときも同様とする。

３　別表１の１において、やむを得ない理由で、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成２０年７月１１日付厚生労働省告示第３８４号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）満了まで事業を継続できなかった場合は、所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第１２０条の２に規定する定額法により残存価格を算出し、算出された残存価格に補助金交付額を乗じ、総事業費で除した金額を返還額とし、市に返還すること。ただし、金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、残存価格を算出する際は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）の別表第８に定める償却率を適用するものとする。

第１８　補助事業の見直し

八王子市障害者通所施設等整備費補助事業については、市が定める「補助金制度見直し方針（平成３１年２月）」に則り、適宜見直しを図るものとする。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。別表１

１　補助対象経費基準

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 内容 |
| 創設 | 既存の建物によらない整備。  木造の場合は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第８号に規定された防火構造とする。 |
| 改築 | 既存建物の全部又は一部を取り壊して行う整備。 |
| 改修 | 次の要件のいずれかに該当し、１件当たりの価格が５０万円以上のもの。  （1）一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった指導室、作業室等の改修工事  （2）既存の建物を使用し新たに事業を開始するために行う改修工事 |
| 消防設備加算 | 共同生活援助事業、重度身体障害者グループホーム事業又は短期入所事業に供する建物（消防法施行令別表第一（六）項ロに該当する建物に限る。）に設置する消防設備工事（ただし、この表に規定する改修の内容(1)の施設整備は対象としない。） |
| 防犯設備加算 | 共同生活援助事業、重度身体障害者グループホーム事業又は短期入所事業に供する建物に設置する防犯設備工事（ただし、この表に規定する改修の内容(1)の施設整備は対象としない。） |
| 共通条件 | （1） 生活介護、共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業については、次のアからエまでに定める設備等に関する基準を満たすもの。  ア八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和３年八王子市条例第７３号）  イ 八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和３年八王子市条例第７４号）  ウ 八王子市重度身体障害者グループホーム事業実施要綱  エ 八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第６号）  （2）処分制限期間を満了するまで事業を継続できる見込みがあること。  （3）社会福祉法人等及び民間企業等が賃借している建物については、１０年以上の賃貸借期間が契約書等により確認できるものに限る。  （4）土地、建物に抵当権等が設定されていないこと。  （5）原則として、新規事業所の開設等により重度障害者等又は重症心身障害児のための定員の増加・確保を目的とするものであること。 |

２　その他

共同生活援助及び重度身体障害者グループホームにおいて、提供する便宜に要する費用

（家賃、光熱水費、食材料費等）については、できる限り低価格に設定するものとする。

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 施設種別 | 要件 |
| 生活介護 | 次の（1）～（4）のいずれも満たしていること  （1）次に掲げるいずれかの者の受入が可能であること  ア 身体障害及び知的障害の重複障害者  イ 身体障害及び精神障害の重複障害者  （2）人員配置体制加算（Ⅰ）を算定すること  （3）入浴設備を備え、入浴のサービスを提供すること（シャワー浴不可）  （4）リハビリテーション加算、重度障害者支援加算、常勤看護職員等配置加算又は延長支援加算のいずれかを算定すること |
| 共同生活援助 | １　日中サービス支援型共同生活援助事業所の場合、次の（1）～（4）のいずれも満たしていること  （1）次に掲げるいずれかの者の受入が可能であること  ア 身体障害及び知的障害の重複障害者  イ 身体障害及び精神障害の重複障害者  （2）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）を算定すること （3）ユニット定員が4人以上であること  （4）消防法施行令別表第一（六）項ロに該当すること  ２　介護サービス包括型共同生活援助事業所の場合、次の（1）～（4）のいずれも満たしていること （1）次に掲げるいずれかの者の受入が可能であること  ア 身体障害及び知的障害の重複障害者  イ 身体障害及び精神障害の重複障害者  （2）共同生活援助サービス費（Ⅰ）を算定すること  （3）夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定すること  （4）重度障害者支援加算、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定すること  （5）ユニット定員が4人以上であること  （6）消防法施行令別表第一（六）項ロに該当すること |
| 短期入所 | 次の（1）～（3）のいずれも満たしていること  （1）次に掲げるいずれかの者の受入が可能であること  ア 身体障害及び知的障害の重複障害者  イ 身体障害及び精神障害の重複障害者  ウ　0～3歳の障害児  （2）消防法施行令別表第一（六）項ロに該当すること （3）常勤看護職員等配置加算又は重度障害者支援加算を算定すること |
| 児童発達支援 放課後等デイサービス | 次の（1）～（2）のいずれも満たしていること （1）主として重症心身障害児を通わせる事業所であること  （2）医療的ケアの必要な障害児を受入可能であること |

別表３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設種別 | 区分 | 補助基準額 |
| 生活介護 | 本体工事 | 20,000千円／事業所 |
| 共同生活援助  　重度身体障害者グループホーム | 本体工事 | 24,000千円／ユニット |
| 消防設備加算 | 4,500千円／ユニット |
| 防犯設備加算 | 500千円／ユニット |
| 短期入所 | 本体工事 | 3,600千円／床 |
| 消防設備加算 | 675千円／床 |
| 防犯設備加算 | 500千円／事業所 |
| 児童発達支援  　放課後等デイサービス | 本体工事 | 10,000千円／事業所 |

別紙１

補助の条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

１　補助事業に係る契約

（1）補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。

（2）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

２　契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

３　承認事項

（1）補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付決定内容の変更承認申請書（第７号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ア　補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ　補助事業の内容のうち、次の変更をしようとするとき。

（ｧ）　建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

（ｲ）　建物等の用途

ウ　補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

エ　借地契約又は建物の賃貸借契約を解除しようとするとき。

（2）市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付決定内容の変更承認書（第８号様式）により通知するものとする。

4　財産処分の制限等

（1）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（2）補助事業者は、賃借している建物について、補助金が交付された場合において、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、有益費償還請求権、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき市長に協議するものとする。この場合において、当該権利を行使したことにより補助事業者に収入があったときは、収入の全部又は一部を市に納入させることができる。

（3）特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、理事会の承認を得なければならない。

５　財産処分に伴う収入の納付

市長の承認を受けて財産の処分をすることにより補助事業者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

６　状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることができる。

７　補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、市長は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この命令に違反したときは、市長は補助事業の一時停止を命ずることがある。

８　建物所有者との協議

本則第２(2)に基づき整備を行う社会福祉法人等及び民間企業等は、建物所有者と協議を行い、条例又は規則で定める設備等に関する基準を遵守するための建物の改修の内容や改修工事の費用への負担、支払い方法等について、契約等により取り決めを交わさなければならない。

また、建物所有者が改修工事を行うに当たって､社会福祉法人等及び民間企業等は、建物所有者から､当該整備に係る工事仕様書、工事請負契約書（写し）及び工事費目別内訳書、建築確認通知書、配置図、各階平面図、立面図、拡張、改築等の場合は､既存建物に係る図面等の提出を求めるものとする。

９　関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

１０　財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

１１　事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。